

令和3年度第1回町政モニター連絡会 意見交換の内容

開催日：令和3年7月21日

1. 災害への対応について

災害（地震・津波・山崩れ・河川の氾濫・家屋の損壊）への対応として、各自治会に防災についての関心を拡大するための資料提供や各地区での会合を広げてほしいです。

【回答】総務課

災害に対する対応について、自治会や自主防災組織等と協力し、住民参加型の災害対策訓練を実施するとともに、香川県や高松地方気象台等から提供される情報を基に、避難指示等の避難情報の発令や住民の適切な避難行動のための啓発を実施いたします。

また、災害発生時に家屋倒壊等で被害に遭われた方への支援といたしまして、住家被害認定基準に基づく罹災証明発行等を円滑に実施できるよう、体制整備を図ってまいります。

2. 人口減少対策について

町の人口減少に対する具体的な政策について教えてください。

【回答】政策観光課

人口減少対策に関する具体的な取組といたしましては、第2期たどつの輝き創生総合戦略に基づいて、各課で様々な事業が行われています。

政策観光課での主な取組といたしましては、第2次多度津町タウンプロモーション戦略に基づき、官民協働で、町の魅力づくりと情報発信を行って、関係人口づくりに取り組んでいます。

また、県外からの転入世帯に対する家賃の補助や東京圏から多度津町への移住に要する経費の補助、空き家バンク制度と連動した空き家等の改修費に対する補助などに取り組んでいます。

令和3年度からは、町内で新婚生活を送る世帯を対象に、住居費や引っ越し費用の一部を補助する「多度津町結婚新生活支援事業補助金」や県外の事業所等が空き家等を事業所やサテライトオフィスとして使う目的で改修する費用を補助する「多度津町移住促進・空き家活用型事業所補助金」の取組を開始しています。

3. 浜街道へのアクセス道について

南鴨（ザ・ビッグ前）から浜街道にアクセスできる道があれば便利と思われ
ますが、今後の計画について教えてください。

【回答】建設課

浜街道へのアクセス道路につきましては、循環道路としての防災面や町の
活性化などにおいて、欠かすことのできない道路事業と考えております。

しかしながら、事業費的な面から、町の単独事業では実施が困難であるため、
県道として整備していただけるよう要望しているところであります。

今後も早期整備に向け、引続き県に要望していきたいと考えております。

4. 公園整備について

大きな公園（子どもを遊ばせる遊具や芝生の広場）を役場跡地などに建設で
きないでしょうか。

【回答】建設課

新庁舎建設後の、役場跡地の利用計画については未定ではありますが、庁舎
の撤去費用が高額なため、当面の間は新たな施設を建設することは難しいと
思われます。

ご質問のとおり、町内には子どもを遊ばせることのできる芝生広場などとい
った公園が少ないのが現状であり、現在、道福寺地区にあります、「県道多度
津丸亀線」沿いの新池の一部を埋立て、「道福寺公園」の整備を進めていると
ころであります。

整備面積は約3,000㎡となり、災害時には一時的に避難することのできる防
災機能を兼備えた芝生公園を、令和4年3月の完成を目指し整備を進めており
ます。

5. 四つ葉クラブの申込み手続きについて

自営業者の場合、民生委員の証明を必要とする理由について、教えてください。

【回答】健康福祉課

四つ葉クラブをはじめとする、町内の放課後児童クラブを利用していただ
く条件の一つに、「就労等により児童の下校時間帯に保護者が在宅していない
こと」があります。

そのため、申請の添付書類として、毎年就労証明書の提出をお願いしており

ます。

会社や団体等に雇用されている方は雇用主が証明したものを提出していただいておりますが、自営業の方には雇用主の証明の代わりに、地域の民生委員に証明をお願いしております。これは、就労の実態について、町が地域の実情に詳しい民生委員を証明者として指名させていただいており、民生委員も住民への支援を目的として行う活動の一つとして証明事務を行っております。

しかしながら、この「証明」は証拠となる決定的な書類ということではなく、申請者の状況を聞き取り、状況報告としての結果または所見となるものです。

町としては、放課後児童クラブの適正利用のために必要な書類であり、ご理解とご協力をお願いしているところであります。

6. 町政モニターの周知方法について

町政モニターの活動状況等について、ホームページに掲載する予定はありますか。

【回答】町長公室

今年度より、会議内容や、いただいたご意見とご質問への回答等について、町ホームページにて掲載する予定としております。

7. カーブミラーの設置基準等について

カーブミラーの設置基準や、工事スケジュールについて教えてください。

【回答】総務課

カーブミラーの設置基準につきましては、まず、設置要望箇所が不特定多数の方が利用する公道の交差点かどうかの調査を行います。

公道の交差点である場合は、見通しや車両等の通行状況等について、建設課と現地診断を行い、交通安全施策としてカーブミラーの設置が必要かどうか、他に対策はないかの判断をしています。

なお、工事のスケジュールについてですが、町では、4～5月及び9～10月頃の年2回、現地診断を行っており、その結果、設置が必要と判断された箇所について、順次施工しています。

8. 町政モニターについて

新型コロナウイルス感染症が落ち着いていないなか、町政モニターは必要でしょうか。

【回答】町長公室

各種広聴事業のうち、町政モニターにつきましては、モニターの皆さまのご意見やご要望をお伺いするとともに、町政全般についてご理解を深めていただくことのできる、重要な機会と考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束は見通せていない状況にありますが、県内の感染状況等に留意し、開催の可否を判断してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

9. 町の魅力発信について

町の魅力をどのように情報発信しているのか、教えてください。

【回答】政策観光課

町の魅力発信に関する他の取組といたしましては、平成 28 年度より取り組んでおります「タウンプロモーション事業」が挙げられます。

この事業は開始当初より、行政と民間で力を合わせて実施しているもので、平成 29 年度に民間のメンバーと町職員有志で構成される「多度津町まねきねこ課」が設立されて以降、SNS 等の活用と併せて、比較的若い世代をターゲットにしたイベントや、鉄道ファン向けのツアーが新たに企画されるなど、町外・県外の方々に町の魅力を感じていただける機会が生まれています。

10. 地籍調査について

見立地区の実施予定はいつ頃でしょうか。

【回答】産業課

見立地区につきましては、令和 14 年度頃に実施予定となっております。